

利益相反管理方針

富山県信用組合

1 目的

当組合は、法令、定款、業務方法書及び規程等（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼の確保するため、お客様保護のための基本方針を定めます。

2 お客様の利益が不当に害されないための利益相反の管理の徹底

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及びこの基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反の管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3 利益相反の管理対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反の管理対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、次に該当するものを管理します。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、又は損失を回避している状況が存在すること。
- (2) (1)の状況がお客様との間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反すること。

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者（総務部長）により、適切な特定を行います。

4 利益相反の取引類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものです。例えば、次のような取引は、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、又は損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合又は他のお客様の利益を図る取引

5 利益相反の管理体制

適正な利益相反の管理のため、当組合は管理部署（総務部リスク統括課）を定め、利益相反の管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法としては、次に掲げる措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反の管理を徹底します。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門の分離
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件若しくは方法の変更
- (3) 対象取引又はお客様との取引の中止
- (4) 対象取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれがあるものについてのお客様への適切な開示

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、当組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門（監査部）において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証します。

6 利益相反の管理対象範囲

利益相反の管理対象となるのは、当組合のみです。

施行日 令和3年9月1日

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】 総務部人事総務課 電話 0763-33-3351
（受付時間 8：30～17：15 ただし、当組合の休業日を除く）